

平成 30 年

第 4 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

= 臨 時 会 =

平成30年 5 月21日 (月) 1 日

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第4回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	3
○ 5月21日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	10
会期を定めることについて	10
議案審議	10

宮古島市告示第87号

平成30年第4回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

平成30年5月14日

宮古島市長 下地敏彦

1 期 日 平成30年5月21日（月）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

3 付議事件

- (1) 平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）
- (2) 荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について
- (3) 専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例の一部を改正する条例）
- (4) 専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- (5) 専決処分の報告について
- (6) 専決処分の報告について
- (7) 専決処分の報告について
- (8) 専決処分の報告について

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第 7 6 号	平成 3 0 年度宮古島市一般会計補正予算（第 1 号）	市 長	平成30年 5月21日	平成30年 5月21日	原案可決
議案 第 7 7 号	荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について	”	”	”	”
報告 第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例の一部を改正する条例）	”	”	”	承 認
報告 第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	”	”	”	”
報告 第 6 号	専決処分の報告について	”	”	/	/
報告 第 7 号	専決処分の報告について	”	”	/	/
報告 第 8 号	専決処分の報告について	”	”	/	/
報告 第 9 号	専決処分の報告について	”	”	/	/

開会日（平成30年5月21日）に応招した議員

佐久本	洋介	君	高吉	幸光	君
上地	廣敏	〃	國仲	昌二	〃
新里	匠	〃	友利	光徳	〃
平	百合香	〃	上里	樹	〃
仲里	夕カ子	〃	下地	勇徳	〃
島尻	誠	〃	栗国	恒広	〃
平良	和彦	〃	平良	敏夫	〃
下地	信広	〃	山里	雅彦	〃
砂川	辰夫	〃	棚原	芳樹	〃
我如古	三雄	〃	濱元	雅浩	〃
前里	光健	〃	眞榮城	徳彦	〃
狩俣	政作	〃			

平成 30 年

第 4 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

平成30年 5 月21日 (月)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

平成30年第4回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

平成30年5月21日（月）午前10時開会

- | | | | |
|-------|--------|--|--------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について | |
| 〃 第 2 | | 会期を定めることについて | |
| 〃 第 3 | 議案第76号 | 平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第1号） | （市長提出） |
| 〃 第 4 | 〃 第77号 | 荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について | （ 〃 ） |
| 〃 第 5 | 報告第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例の一部を改正する条例） | （ 〃 ） |
| 〃 第 6 | 〃 第 5号 | 専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） | （ 〃 ） |
| 〃 第 7 | 〃 第 6号 | 専決処分の報告について | （ 〃 ） |
| 〃 第 8 | 〃 第 7号 | 専決処分の報告について | （ 〃 ） |
| 〃 第 9 | 〃 第 8号 | 専決処分の報告について | （ 〃 ） |
| 〃 第10 | 〃 第 9号 | 専決処分の報告について | （ 〃 ） |

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

平成30年第4回宮古島市議会臨時会会期日程計画表

平成30年5月21日（月）午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
5月21日	月	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期＝1日

平成30年第4回宮古島市議会臨時会会議録

平成30年5月21日

(開会=午前10時00分)

(閉会=午前11時40分)

◎出席議員(23名)

議長(19番)	佐久本 洋介 君	議員(11番)	高吉 幸光 君
副議長(17〃)	上地 廣敏 〃	〃(12〃)	國仲 昌二 〃
議員(1〃)	新里 匠 〃	〃(13〃)	友利 光徳 〃
〃(2〃)	平 百合香 〃	〃(14〃)	上里 樹 〃
〃(3〃)	仲里 夕力子 〃	〃(15〃)	下地 勇徳 〃
〃(4〃)	島 尻 誠 〃	〃(16〃)	栗国 恒広 〃
〃(5〃)	平 良和彦 〃	〃(18〃)	平 良敏夫 〃
〃(6〃)	下地 信広 〃	〃(20〃)	山里 雅彦 〃
〃(7〃)	砂川 辰夫 〃	〃(21〃)	棚原 芳樹 〃
〃(8〃)	我如古 三雄 〃	〃(22〃)	欠 員
〃(9〃)	前里 光健 〃	〃(23〃)	濱元 雅浩 〃
〃(10〃)	狩俣 政作 〃	〃(24〃)	眞榮城 徳彦 〃

◎欠席議員(0名)

◎説明員

市長	下地 敏彦 君	建設部長	下地 康教 君
副市長	長濱 政治 〃	農林水産部長	松原 清光 〃
企画政策部長	友利 克 〃	総務部次長 兼総務課長	渡久山 繁 〃
総務部長	宮国 高宣 〃	教育長	宮國 博 〃
生活環境部長	垣花 和彦 〃	生涯学習部長	下地 明 〃

◎議会議務局職員出席者

事務局 長	上地 昭人 君	次長補佐兼議事係長	仲間 清人 君
次 長	友利 毅彦 〃	議 事 係	久志 龍太 〃
次長補佐	富浜 靖雄 〃		

平成30年第4回宮古島市議会臨時会諸般の報告書

平成30年5月21日(月)

	宮古島市監査委員の砂川正吉委員、棚原芳樹委員の両名から、平成30年2月分、3月分の例月出納検査結果報告があった。
4月 1日	与那覇前浜ビーチで開催された「海族まつり・サンゴの楽園未来まで集まれ遊ぼう 宮古島の海びらき」に出席し、テープカットを行った。
4月 9日	佐良浜中学校で举行された「平成30年度入学式」に出席した。
4月10日	佐良浜小学校で举行された「平成30年度入学式」に出席した。
4月12日	伊良部長山港で開催された「巡視船ともし・巡視船とぐち就役式典及び交通課設置披露」に出席した。
4月13日	宮古島市役所平良庁舎で開催された「第9回エコアイランド宮古島マラソン実行委員会総会」に出席した。
4月17日～ 19日	18日、北海道当別町で開催された「平成30年度防衛省全国情報施設協議会役員会」に出席した。同役員会では、「平成30年度防衛省全国情報施設協議会総会」へ提出予定の平成29年度事業報告についてのほか、5件の議案審議がされ、いずれも原案どおり承認するとともに、次年度役員会開催候補地を京都府京丹后市とし、同総会に提出することと決した。
4月20日～ 23日	22日開催の「第34回全日本トライアスロン宮古島大会」の開会式や表彰式などの関係式典に出席したほか、大会当日は完走メダル授与を行った。
4月25日～ 28日	26日、佐賀県佐賀市で開催された「第93回九州市議会議長会定期総会」に出席した。同定期総会では、平成29年度決算認定、平成30年度予算のほか、沖縄県11市共同提出3件（①在沖米軍基地の負担軽減について、②日米地位協定の抜本的な改定について、③鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入について）を含む各支部提出の計22件の議案が可決され、関連議案を整理の上、各関係機関に要請することとなった。そのほか、次期開催地を福岡県福岡市と決定した。 ----- 27日、沖縄県市町村自治会館で開催された「平成30年度沖縄振興拡大会議」に出席した。同会議では「子どもの貧困対策に係る支援体制の充実について」及び「国民健康保険財政への繰入について」を議題に討議がされたほか、「地域における健康づくり施策の活性化について」及び「平成31年度沖縄振興予算の確保について」の報告がされた。
5月14日	下地敏彦市長から平成30年第4回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付があった。

<p>5月16日</p>	<p>議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日5月21日の1日とするのが適当であると決した。</p> <p>また、議案第76号、議案第77号、報告第4号及び報告第5号の計4件については委員会付託を省略し、処理することと決した。</p> <hr/> <p>議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による平成30年第4回宮古島市議会臨時会提出議案事前説明がされた。</p> <p>また、同協議会では議会運営委員会において決した事項の報告をした。</p> <hr/> <p>全員協議会終了後開催された議員向けの「宮古島市役所総合庁舎整備事業における基本設計のプレゼンテーション」に出席した。</p>
<p>5月17日</p>	<p>東地区構造改善センターで開催された「宮古島市伊良部商工会平成30年度第36回通常総会（懇親会）」に出席した。</p>
<p>5月18日～ 19日</p>	<p>19日、宜野座村、道の駅ぎのぞ観光拠点施設で開催された「第69回沖縄県植樹祭」に出席した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

◎議長（佐久本洋介君）

ただいまから平成30年第4回宮古島市議会臨時会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地昭人君）

議長の命により諸般の報告をいたします。

5月14日、下地敏彦市長から平成30年第4回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付がありました。

5月16日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日5月21日の1日とするのが適当であると決しました。

また、議案第76号、議案第77号、報告第4号及び報告第5号の計4件については委員会付託を省略し、処理することと決しました。

議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による平成30年第4回宮古島市議会臨時会提出議案事前説明がされました。

また、同協議会では議会運営委員会において決した事項の報告をしました。

そのほかの諸報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において上里樹君及び下地信広君を指名します。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日5月21日の1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日5月21日の1日と決しました。

次に、日程第3、議案第76号から日程第10、報告第9号までの計8件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（下地敏彦君）

平成30年第4回宮古島市議会臨時会に提出しました議案について、ご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案1件、議決議案1件、報告6件の合計8件であります。

最初に、予算議案からご説明申し上げます。

議案第76号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）。今回の補正は、債務負担行為の設定を行っております。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。

議案第77号、荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について。公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

続きまして、報告につきましてご説明申し上げます。

報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例の一部を改正する条例）及び報告第5号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の2件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

報告第6号から報告第9号までの専決処分の報告の4件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定によりこれを報告します。

以上、ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐久本洋介君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎島尻 誠君

私は、議案第77号、荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について、ちょっとお伺いいたします。

指定管理は年度単位で締めていると思うんですけど、これまでも幾多の指定管理者の指定に関する議案が各委員会に付託されて、いろいろ指摘があつて、審査、審議されて問題を取り上げてきたと思うんですけども、なぜこの時期に、2カ月もおくれて上程されたのか、理由をお聞かせください。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず、答弁をする前に、本来3月定例会で行う予定の荷川取漁港製氷冷蔵施設の指定管理について、怠ってしまったことについて深くおわびいたします。本当に済みませんでした。

どういった形になったかということでもありますけども、製氷冷蔵施設は荷川取漁港以外にも佐良浜漁港、池間漁港にあります。この2つの施設は、平成22年度に完成し、平成23年度から指定管理を5年間という形で更新しているところであります。荷川取漁港の製氷冷蔵施設については平成27年度から指定管理を行っておりますが、ほかの2つの施設となるべく指定期間をそろえるということを考えておまして、3年間の更新という形で捉えてきました。それがですね、2回ほど繰り返して、次から5年間の指定という形で考えていたんですけども、それ自体ちょっと忘れてしまって、ほかの施設と同じく5年間指定という考えのもと、3月定例会に上程できなかつたということでもあります。まことに済みませんでした。

◎島尻 誠君

漁港の製氷冷蔵施設の5年指定、3年指定があり、指定期間の調整もあるということでお話ありましたが、平成29年度の実績報告はまだ上がっていないですね。委員会付託もされず、今臨時会で審議す

るということなんですけども、この中身をチェックするに当たって平成29年度の実績報告を見ないで指摘はできないということもあると思うんですよ、その実績も見ながらですね。

ちょっと見ていただきたいんですけども、指定管理者指定申請書の44ページ。議案第77号の資料1の44ページお願いいたします。製氷冷蔵施設の管理に係る収支予算書なんですけども、一番下のほうに特記事項があるんですね。平成28年度業務報告書は製氷冷凍事業が赤字となっていますが、労務費の案分が不適切であったというふうな文言があるんです。これは平成30年3月の経営改善委員会で平成29年度決算見込み資料より見直しを実施するとしていますというふうにありますけど、中身をちょっと見ないとですね、平成29年度の実績報告を。どういうふうな形で皆さんが委員会開いて精査されたというようなことがわからないということになるんですね。案分されたその労務費見てみますと、人件費だけで計上されています。何に案分されたのかもこれではわかりませんよね。その辺をまずおわかりであれば説明いただいて、その赤字の計上も八十何万円ですか、今ありますけど、全体的に減ってはいるんですけども、平成28年度は上がって、平成29年度まだわからないということになりますよね。その辺について説明が可能であればよろしくをお願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず、平成28年度までの決算を見ますとほとんど赤字決算でありました。その中で、経営改善委員会で確認したところ、労務費がですね、そのまま製氷冷蔵事業の中に入っていたという形で、それを案分すべきじゃないかというような意見がありました。それで、88ページに平成29年度の損益計画があります。その中に、購買事業、販売事業、加工事業などがあります。そういった事業からも製氷冷蔵事業に労務費が入っていたということでしたので、それを案分したということでありました。それで、平成29年度の計画では製氷冷凍事業は一応黒字化という形で捉えているところであります。

◎島尻 誠君

新聞等でも初歩的な事務ミスだというふうに記載していましたが、指定管理をする以上は年度ごとのしっかりした体制を整えて、今水産関係も厳しい状況でありますけども、根本的に基礎からちゃんとやっていただくということが当局の務めだと思うので、ぜひ今後も厳しくよろしくをお願いします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎仲里タカ子君

私は、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてお伺いします。

この国民健康保険税ですね、中身を見ますと所得の高い方、単純に言えば所得の高い方が上限54万円から58万円に納付額が増額になるという内容だと思うんですけども、この国民健康保険税の58万円に増額するという点について、宮古島市民にどのような影響が出るかということをお教えください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

国民健康保険税の改正についてのご質疑にお答えいたします。

今回の改定では、仲里タカ子議員ご指摘のとおり、医療分の基礎税額、限度額が、これまでの54万円から58万円に引き上げられます。4万円引き上げられるということになります。これによって宮古島市民に

どういふ影響があるかということでございますが、これ世帯によっても状況が変わってきますので、話をわかりやすくするために、今回40歳の単身世帯、資産なし、給与収入のみの場合、それから40歳の夫婦と子供の4人世帯で資産がなしと、夫の給与収入分のみという形で答えさせていただきたいと思っておりますけれども、まず従来の医療分の限度額が58万円に改正されるということになりますと、40歳の単身世帯、給与収入のみの場合は年間所得が688万910円ということになります。それから、資産割がなくて夫婦2人、子供2人の4人世帯で、夫の収入、給与収入のみの場合になりますと、58万円に對しまして年間所得は625万2,156円以上ということになります。これによりまして平成30年、ことしの4月末の世帯状況でいいますと、先ほどのものはどれくらいの所得が対象になるかということになったんですけど、対象になるかということでしたけれども、世帯全体でいいますと宮古島の世帯で今回58万円に改定されることで89世帯が対象となります。これに伴います税収が336万円の増収という形になります。つまり84万円から89万円の部分がふえるということですので、89万円……失礼しました。58万円以上の世帯は全体で89世帯という形になります。

◎仲里タカ子君

確認なんですけど、先ほどモデル世帯のお話をされていましたがけれども、これは給与所得のみのモデルだったけれども、今宮古島市で影響を受ける世帯は89世帯。宮古島市の場合は、所得割及び資産割がなく、被保険者均等割というふうに、所得割とそれから固定資産、資産割もありますよね。それも全部宮古島市の状況に応じた58万円への増額というのは、この89世帯ということによろしいでしょうかという点についてお答えいただきたいと。

それですね、もう一つ。報告第6号、専決処分の報告について、報告第7号、専決処分の報告について、報告第8号、専決処分の報告について、報告第9号、専決処分の報告について、これは物損の事故で損害賠償をしましたという報告なんですけれども、この損害賠償についてはそれぞれ保険で対応していて、その損害額の支払いというのは保険会社から支払われるものですか。その保険についてですが、それぞれ事故を起こした課とか部が違うと思うんですが、各部とか各課で対応されているものですか。それとも宮古島市は車両を一元管理をしてやっているのかというのが1つお聞きしたいということですね、それからその保険対応した場合、物損事故を起こすと通常私たちは保険で支払った後、次の保険料の算定率が変わります。宮古島市の場合も同じように次年度の保険のこの料率が変わるという対応をしていくのですか。その財源は一般財源ですかということをお伺いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

基礎課税税額といいますのは、これ保険者の所得割、それから資産割額並びに均等割額、それから世帯別の平等割額の合計額ということになっておりますので、この合計額が今回限度額54万円から58万円に引き上げられるということで、58万円以上の対象世帯は先ほど言いました89世帯になるということでございます。

◎総務部長（宮国高宣君）

報告第6号から報告第9号までの4件の専決処分の報告についてでございます。

まず最初にですね、車両については総務部の財政課で一括して保険を掛けております。これは当初予算の予算書76ページに役務費という形で保険料が1,477万6,000円計上されており、一般財源で支出を行って

おります。今回事故が起きたために、保険料が値上がりするんじゃないかという質疑でございますけど、この保険はですね、全国市有物件災害共済会に17台加入していて、本年度分が24万8,882円、もう一件が、沖縄県町村会に327台加入で、年間794万6,410円を分担金という形で支払っております。財源は、先ほど申しましたとおり、一般財源でございます。以上でよろしいでしょうか。

(議員の声あり)

◎総務部長（宮国高宣君）

分担金という形で加盟している町村会で分担しますので、平成30年度は分担金の増額はないという形になっております。

◎仲里タカ子君

総務部長ありがとうございました。保険料率は次年度上がるということはないという答えだったと思うんですけども、一般の市民からも市役所の公用車の事故が最近ふえているんじゃないかというふうな意見があります。後方不注意だとか、前方不注意だとか、そういうミスが多くなっている。これについてね、公用車ですから、もう少し気を引き締めてやっていただきたい。それについて、市としてはどういう対応策を今後考えていますかということをお聞きしたいと思います。

◎総務部長（宮国高宣君）

今後の対応策ということでございますけど、宮古島市公用車両による事故処理フローという形ですね、平成29年度も庁議において事故報告書の作成等について、フローチャートをつくって全課に周知しております。ですから、対応はしているんですけど、職員一人一人が勤務中に緊張感持って取り組んでいくしかないと思っております。事故に対する部分については、酒気帯びの状態とかですね、いろんな形で指導しておりますけど、また事故が起きた現場での措置についても職員に周知をしているところであります。しかしながら、職員の不注意でこのようになっていることは非常に遺憾だと思っておりますので、再度周知をしていきたいと思っております。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎友利光徳君

議案第77号、荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定についてですけども、資料1、指定管理者指定申請書の74ページ、平成28年度損失金処理計算書のうちの次期繰越損失金6,240万円余は前年に比べてですね、どのような形になっているのか、一応説明を求めます。

次は、79ページ。79ページに経営重要方針というのが明記されていますけども、その中で、2に不良債権の回収を図るとありますが、どのような形で債権回収をしているのか。

それから、4に在庫管理の徹底というのがあります。この説明をお願いします。

それと、80ページに購買事業の固定化している未収金の回収強化を図りますとありますが、その説明もをお願いします。

それと、81ページの販売事業のうちの浜売りですか、前年度より本年度は下がっていますけども、これ浜売りというのは要するにおかにならなくて浜で販売することなのか、その説明をお願いします。

それと、83ページ、浜売り手数料の徴収を強力に推進しますとあるけども、どのような形になっているのか、

やっているのか、説明をいただきます。

それとですね、報告第6号から報告第9号までの4件の専決処分の報告について、いわゆる公用車で職員が公務に当たる場合には見た限りでは2人ずつで公務に当たっているかと思っておりますけれども、この調書は正しいのか。

それとですね、報告第7号のファミリーマートにおける駐車場内での事故というのは、どうもそのファミリーマートに公務中に入るというのはちょっと疑いをかけなければいけないんじゃないかなと、このように考えておりますけれども、この調書についてですね、間違いはないのか。

これ課ごとにですね、例えば報告第6号はどことか、報告第9号はどことかと、性別ですね、そういったのを報告していただければ幸いかなと思っておりますので、その説明をお願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

議案第77号、荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について、まず、資料1、指定管理者指定申請書の74ページの損失金処理計算については確認したいと思しますので、少し時間をください。

それから、79ページの経営重要方針の2、不良債権の回収を図るといっているのがあるんですけども、それについては上段の部分に譲渡外貸付金や経済事業未収金、そういったのがあるものですから、そういった不良債権についてしっかりと回収を図りたいという取り組みであります。

それから、4の職員のコスト削減の意識を高めて、在庫管理の徹底、組合員へサービス向上を積極的に図るといって、漁業協同組合員にですね、そういったサービス等も含め、しっかりと取り組んでいきたいというような形での経営重要方針であります。

それから、81ページ、浜売りの額についてですけども、モズクの販売等において漁業協同組合を通さずに直接漁業者が浜で売買しているのがあります。それについてその漁業者から手数料を徴収するという形でありまして、計画においてはあくまでも経営改善委員会のほうで計画立てているものですから、そのようになっているということでもあります。

続いて、83ページの浜売り手数料、これ同じであります。

◎建設部長（下地康教君）

報告第6号、専決処分の報告についての件に関しましてですけども、これは港湾課の職員による交通事故ということでございまして、内容がですね、議案書の14ページです。交通事故の概要で、事故の発生場所は国道390号線でございます。ファミリーマート駐車場内ではございませんので、その交通事故の状況の中で、ファミリーマート宮古松原南店前交差点約30メートル手前ということでございますので、事故を起こしたところがですね。決してファミリーマートに入ってからということではございません。これはその国道390号線で事故を起こして、それがファミリーマートの近くということでございました。

（「議長、少し休憩してください」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前10時34分）

再開します。

（再開＝午前10時34分）

◎総務部長（宮国高宣君）

報告第6号から報告第9号までの4件の専決処分の報告についてでございます。

報告第6号については、港湾課の職員です。報告第7号につきましては、エコアイランド推進課でございます。報告第8号につきましては、農村整備課でございます。報告第9号については、平良図書館であります。それと、質疑のあったファミリーマートの駐車場内での事故については報告第7号ではなく報告第8号になりまして、これにつきましては本人の事故報告書によりますと、電話対応のため駐車場を利用した。後退進行する際、後方確認を怠り、駐車場へ進入する車と接触したということであります。

◎友利光徳君

議案第77号、荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について、資料1、指定管理者指定申請書の86ページの漁船保険に乗客損害というのがありますけれども、その説明もお願いします。

それから、88ページの損益計画の当期計画でですね、ゼロの項目が6つほどあるんですけども、どうしてかなというのも一応お尋ねしておきます。

それとですね、報告第8号、専決処分の報告について、ファミリーマート東仲宗根店駐車場内とありますけれども、また今の対応というのは多分携帯電話によるものだと思いますけれども、これは理解の仕方によって違ってくると思うんですね。ということは、公務に関する電話であったのか、それとも私用による電話の対応だったのか、その辺が理解の仕方では違ってくると思うんですけども、職員の管理の立場から副市長のほうにお尋ねをします。このように公用車の利用の事故が多発をしているということは、やはり職員管理の面からも公用車管理の面からもやはり厳重に注意をする必要あるのかと、このように考えておりますけれども、副市長としましては今後どのように対策をするのか、副市長のほうで答弁をお願いします。

◎副市長（長濱政治君）

公務中の事故につきましてはですね、本当に最近多いなというふうに考えております。これは大変申しわけないと思っております。ふだんから注意するようには言っておりますけれども、庁議など、それから関係する場所で、しっかりと緊張感を持って公用車を運転するようというふうな注意喚起をしていきたいというふうに思っております。

◎農林水産部長（松原清光君）

議案第77号、荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について、まず、資料1、指定管理者指定申請書の88ページの損益計画で当期計画にゼロがなぜあるのかということでもあります。計画においてはですね、経営改善管理委員会において平成23年度から10カ年間の見直し計画をしております。その中において各項目の計画を立てておりますので、ある項目においてはゼロで計算しているのも出てきております。

それから、済みません。86ページの質疑少し聞き取れなかったんですけども。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前10時40分）

再開します。

（再開＝午前10時42分）

◎農林水産部長（松原清光君）

86ページの乗客損害保険ですね、要するに漁業者以外を乗せたときに、それに対する損害保険ということとであります。

それから、済みません。もう一つ、先ほどの答弁漏れがありましたので、お答えします。74ページの平成28年度の損失金処理計算書の中で、平成28年度は6,241万2,359円となっております。平成29年度のという話だったんですけども、まだ決算が終わっていませんので、資料は出ておりません。

◎友利光徳君

報告第6号から報告第9号までの4件の専決処分の報告について、副市長のほうにお尋ねをします。公務をする場合には私が見る限りは2人ずつ乗車して車のほうでは公務をなさっているというふうに理解しておりますけども、2人とも事故に気づかなかったというのは少し私の頭で理解ができません。ということですね、物件の事故だったからよかったようなもので、例えばバックする際にですね、人身事故等があった場合には取り返しのつかないような事態だったかもしれないと想像されますので、やはり市の職員がですね、一生懸命公務をなさっていることに対しては敬意を表しますが、このような事故が起こらないように、やはり全庁体制で協議をしていただきたいなと思っておりますけども、答弁は副市長。

◎副市長（長濱政治君）

2人ずつで公用車に乗り込んで仕事をしているというふうなことでございましたけども、これ必ずしも2人ずつ乗っているということではございません。1人でやっている場合もございますし、それから二、三名で行く場合もありますし、また四、五名で行く場合もあると、そういうことでございますので、必ずしも2人ずつということの限定では、そういう前提ではちょっと話せないと思います。

（「議長、休憩してください」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前10時45分）

再開します。

（再開＝午前10時45分）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

提出議案について質疑させていただきます。

まず、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例の一部を改正する条例）についてですが、この条例改正によって本市に与える影響についてお伺いします。

次に、報告第5号ですけども、このことについて以下お聞きしたいと思います。提出された報告第5号は、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）になっておりますけども、国民健康保険税の限度額等を改定するものになっています。いわゆる市民生活に直結する条例改正ですけども、既に市長が専決処分によって執行をされている議案になっています。そもそも専決処分というのは、地方自治法第179条で、基準が示されていますけども、ルールがありますけども、無制限に専決処分をすべきではなく、幾つかの条件に該当する場合に限るとされています。したがって、専決

処分の妥当性を確認するために、今回の税条例の改正、今後の市民生活に対して、とりわけ国民健康保険加入者の国民健康保険税にどのような影響を与えるのか、その内容を明らかにすることと、あと課税限度額の引き上げの是非と今回の専決処分によって生じる国民健康保険税の歳入の増減を国民健康保険税の負担軽減を図るためにどのように活用するかという点について以下質疑いたします。

まず1点目、今回の条例改正の内容、そして背景についてお伺いします。

2点目、地方税法施行令の一部改正に至る国会審議の経過と専決処分に至った理由についてお伺いします。

3点目、他市ですね、県内でもいいですし、全国でもいいんですけども、他市で国民健康保険税条例の専決処分の実施状況、要するに国が上限を改めるこの法令改正によって、専決処分によって条例改正をした自治体がある、しなかった自治体もあると思いますけども、その状況をお伺いします。

4点目、今回の条例改正と同様の内容で平成30年度課税限度額案として宮古島市の国民健康保険運営協議会に既に諮問されて答申が出ています。今回の条例改正の内容が当初予算に反映されているのかいないのか、お伺いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

宮古島市税条例の一部改正についてでございます。宮古島市に影響がないかということでございます。端的に言いまして影響はございません。それで、今回の一部改正につきましては、議案書の4ページから9ページまでにあります。まず、この今回の一部改正につきましては、条項の項のずれとかですね、条文の整備を行ったということでございます、大部分ですね。それとあわせて、文言とか、先ほど申したように条文を整備したということでございます。

あわせてですね、新築住宅に対する固定資産税の軽減の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、こういったいろんな申告がございますけど、これが平成29年度までのものが平成30年度から平成32年度という期間の延長というのがほとんどでございます。もう一つ言えば、土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度の固定資産税の特例に関する用語の意義とかですね、そういったものを3年間延長すると。また、特例措置を2年間延長する部分と3年間延長する部分というものがあわせて今回の一部改正となっております。大まかに言えばそういった形になります。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

今回の宮古島市国民健康保険税条例の一部改正の内容でございますが、まず国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額、これを従来の54万円から58万円に引き上げるということがまず1点目でございます。

それから、国民健康保険税の減額の対象となります所得の基準について、まず5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得算定において、世帯1人当たりの金額が従来の27万円から27万5,000円に引き上げられると。

それから、2割軽減の対象となる世帯における1人当たりの金額も、従来の49万円から50万円に引き上げるというのがその主な内容というふうになっております。今回の改正によりまして限度額は引き上げがありますけれども、軽減枠、軽減の対象のほうも引き上げられますので、軽減の対象となる部分もふえるということになります。高所得者の税額が4万円引き上げられるという反面、低所得者の軽減の幅というのが、世帯数というのがふえるという形になるかと思えます。

それから、国会審議の内容については、申しわけございません。内容を把握しておりません。

それから、専決処分につきましては、この地方税法が4月1日に施行されるということですので、それに間に合わせるために専決処分を行いましたということでございます。

それから、他市での専決処分の実施状況については確認をしておりませんので、これは早急に調べたいと思います。

当初予算につきましては、今回の改正は反映をされております。

◎上里 樹君

報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例の一部を改正する条例）は、影響なしということで答弁がありました。

それで、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）ですけれども、今国会の状況はつかんでいないという答弁でしたけれども、最後にお聞きした国民健康保険運営協議会に諮って、既に限度額の引き上げ答申を受けていますよね。それは今回の限度額引き上げと同額になっているという私の認識なんですが、私が言いたいのは専決処分の前に既に宮古島市は限度額引き上げを決めているということですよ。そういう私の認識でよいのかどうか。

それから、他市の状況について、私の独自の調査では必ずしも引き上げをせずに据え置いている自治体も少なからずあります。ですから、そこでお伺いしますけれども、国が地方税法を改正しても自動的に改正に應ずる必要はないんですよね。いわゆる改正していない自治体が現にあるように、自治体の裁量で課税限度が設定できると思いますけれども、その点について当局の認識となぜ条例改正を行ったのか、本市の今回の対応についてのご見解をまずお聞きします。

次に、今回の条例改正、これは一定の所得階層の市民にとっては負担増になります。このような市民生活に直結する条例改正を専決処分することについてのご見解をお伺いします。

次に、条例改正に伴う市民生活への影響についてですけれども、今回の税条例の改正の一つである課税限度額の引き上げの影響についてですが、まず課税限度額の引き上げの内容、目的、本市の中間所得層、国民健康保険世帯に与える効果といいますか、先ほど7割、5割、2割が拡充されるようなお話でありました。そういったものも含めて与える効果というんですか、それについてお伺いします。

それから次に、現行の基礎課税限度額の対象世帯、89世帯という答弁でしたけれども、その割合はどうなっているのか。いわゆる改正前と改正後の基礎課税額の課税限度額に達するひとり世帯の所得についても先ほどご答弁がありましたけれども、もう一度お示しいただければ幸いです。

次に、今回の基礎控除税額の課税限度額を引き上げることに伴って負担増となる世帯数は89世帯ということだったんですけれども、その総額についてお伺いします。幾らの税収増になるのか。1世帯当たりの負担増額は幾らになるのか。

次に、課税限度額の引き上げに伴う国民健康保険特別会計歳入への影響はどうなるのか。いわゆる限度額を引き上げることによって税収がふえる部分と、7割、5割、2割の負担軽減を拡充することによる歳入減があります。そのことについてお伺いします。

それから、先ほど負担割合の7割、5割、2割軽減の法定限度額の拡充がされるということでしたけれども、その対象世帯数はどのようになっているのか。それと、7割、5割、2割のその割合ですね、それを

お伺いいたします。

それから、7割、5割、2割の負担軽減を拡充するんですけども、その対象世帯数先ほど聞きましたね。世帯数の負担減になる総額は幾らになるのか。1世帯当たり負担軽減額は幾らになるのか、お伺いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

大変申しわけありません。質疑が多岐にわたっておりますので、全てを答えることができません。答えられない部分についてはですね、後で資料にして提供したいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

まず、その影響、効果ということですけども、先ほど仲里タカ子議員にもお答えしましたけれども、改正前の限度額ですね、54万円の限度額の対象世帯というのが98世帯でございました。今回の改正、58万円になることによりまして対象世帯は89世帯となります。これはその割合ということでしたけれども、改正前の54万円の対象世帯98世帯は全体の9.3%でございましたが、今回58万円に引き上げられたことによりまして、89世帯、全体の8.4%になります。この改正によりまして、89世帯の皆さんは、これはもう4万円引き上げられるということになります、1世帯当たりですね。

それから、その総額でございますが、税収はこの4万円の引き上げで336万円の宮古島市のほうでは増額ということが見込まれております。

それから、先ほど軽減の部分がございましたけれども、今回の軽減の部分の変更は7割、5割、2割でございますが、そのうち5割軽減の世帯、それから2割軽減の世帯の金額が、税額が変更になるということでございます。5割軽減が従来27万円から27万5,000円、それから2割軽減が従来49万円から50万円に引き上げられるということでございます。平成30年の4月末の世帯状況で2割軽減世帯が1,210世帯、それから5割軽減世帯が2,031世帯となりますが、今回の改正によって、2割軽減世帯が1,226世帯、5割軽減世帯が2,059世帯というふうになります。つまり軽減の対象外から2割軽減世帯に移行する世帯が44世帯、それから新しく5割軽減世帯に移行する世帯が28世帯ということになりまして、平均割額で36万2,400円の軽減額ということになります。均等割額は1人当たりですので、85万2,520円の軽減額となります。失礼しました。平等割ですね。平等割が36万2,400円、それから均等割が85万2,520円、合計で121万4,920円の軽減となる見込みとなっております。

今お答えできる分については以上でございますが、残りの部分についてはまた質疑内容を確認をしながらですね、資料を作成して提供したいというふうに思っております。

◎上里 樹君

委員会付託が省略される臨時会ですから、専決処分という内容については詳しく答えられるようにしておいていただければと思うんですね。

それで、この限度額の引き上げについて、最低国の基準があると思うんです、ルールが。要するにほかの被用者保険との公正、公平を図る観点で、平成27年度からそのルールを定めていると思います。1.5%の割合に近づけるという観点で。だから、そういうことから宮古島市がそれに近づける努力として国民健康保険運営協議会でも限度額引き上げを図ったと思うんですけども、その結果は私さっき聞いたんですけども、同額かと聞いたんですけど、今回提案されている限度額引き上げと、国民健康保険運営協議会からの答申の額が同額になっているのか、そのパーセンテージは国が定める1.5%に対してどれくらい近づけられ

たかということです。

それですけども、最後に1つ確認したいと思います。まず、限度額を超過している世帯があると思うんですけども、その超過世帯の割合お答えください。もしわかれば超過世帯数の割合についての全国水準と先ほど言った割合との関係でね、本市の現状に対する評価はどのようになっているのか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

限度額の超過世帯が先ほどお答えしましたとおり89世帯でございますが、国民健康保険の対象世帯全体に占める割合が先ほど説明しました8.4%ということでございます。この8.4%が全国の水準に比較してどうかということでございますが、これについてはまだ状況比較をしておりませんので、数字がまとめられればですね、後でまた一緒に報告したいと思います。

◎議長（佐久本洋介君）

質疑は、もう少し簡潔にまとめてください。

（「答弁漏れです」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

答弁漏れ。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

休憩します。

（休憩＝午前11時10分）

再開します。

（再開＝午前11時11分）

◎生活環境部長（垣花和彦君）

先ほどご説明しましたとおり、今回の5割軽減、2割軽減の限度額、税額の見直しによりまして、合計で121万4,920円の税収が減るというふうに見込んでおります。ただ、この軽減対象世帯の保険税軽減分につきましては、その4分の3は県の負担、それから市の負担が4分の1ということになっております。また、この市の負担の4分の1につきましては、後で交付税措置がされるということになっていると思います。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎國仲昌二君

私のほうからも何点か質疑したいと思います。

議案第76号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）で債務負担行為補正が2件出ております。これ本来3月定例会で計上すべきだったのではないかなと思いますけども、なぜ今なのか、確認をしたいと思います。

それから、議案第77号、荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について、先ほど答弁があったように、職員が勘違いしていたとか、忘れていたというようなことがあったんですけども、この4月、5月は指定管理者がいないという状況になったというふうに思いますけども、これ業務はどういうふうになっていたのか。あるいは、これは職員がいつ気づいたかというのにも関連すると思うんですけども、

4月、5月の業務状況はどうだったかというふうなことをお聞きしたいと思います。

それからですね、同じ議案第77号、荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定についての資料1、指定管理者指定申請書があるんですけども、これの82ページをお願いします。製氷冷凍冷蔵事業という上の部分ですね、一番上の部分でICチップ（チャージ式）による氷が24時間販売可能ということですけども、これちょっと説明をお願いします。

それからですね、報告第6号、専決処分の報告についてから報告第9号、専決処分の報告についてまで、先ほどから質疑もあり、答弁もあるんですけど、私が議員に当選してから3月定例会まで4年間、4年以上ですね、これで交通事故の損害賠償の専決処分は4件しかありませんでした。それが今回一気に4件出てくるというのは異常事態かなと。3月定例会から2カ月たらずで合計5件出ているという、本当に異常事態だなというふうに思うんですけども、理由についてもこれは今回出ているの見たら全部市の職員の不注意だと。これについてどう受けとめているかなという部分をちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

以上、答弁を聞いてまた再質疑したいと思います。

◎総務部長（宮国高宣君）

議案第76号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）の部分でございます。債務負担行為をなぜ今回の補正で上げているかということでございます。議員おっしゃるとおりでございます。平成30年度の一般会計予算の中で、当初予算で債務負担行為を設定すべき事業でございました。年度明けて4月作業する中において、今回の第1表の債務負担行為補正が漏れているということが判明したことから、今回の補正予算に、第1表に債務負担行為を設定をお願いをしているところでございます。

次に、報告第6号、専決処分の報告についてから報告第9号、専決処分の報告についてまでの部分で異常事態ではないかということでございます。確かに異常事態ということになると思っております。今回市の職員の不注意でですね、相手方は市民でありますし、非常にご迷惑をかけたことは本当に申しわけないと思っております。去年も計3回庁議を通して喚起を促したところでございます。それでもなおこういったことが、事故が起きるといことは、非常に遺憾であると思っております。先ほど副市長からも答弁がございましたとおり、再度、職員の戒めのために事故処理のフローも含めながら日ごろの運転管理につきましては十分注意を促していきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思っております。

ちなみに、直近3カ年間の公用車両の年度別事故発生件数が、平成27年度で16件、平成28年度で15件、平成29年度で17件でございます。結果的に平均十五、六件という推移でございますけど、今回3月に一度に2件、去年の12月に1件と、急に年度末から年度初めに3件連続して発生したということで、今後もいろんな形で注意を促していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。まことに申しわけございませんでした。

◎農林水産部長（松原清光君）

議案第77号、荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について、まず、4月、5月の指定管理の内容についてどうなっているかとの質疑であります。3月31日時点で指定管理が切れていますので、4月1日以降の管理については委託契約として取り扱っております。漁民に支障のないような形で取り組みをしているところであります。

それから、資料 1、指定管理者指定申請書の82ページ、製氷冷凍冷蔵施設の I Cチップですね、その導入によってですね、氷の24時間販売が可能となっております。 I Cチップでの小売販売ができていますので、それに取り組んでいるところであります。

◎國仲昌二君

議案第76号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）も漏れていたということですね。

議案第77号、荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定についてですけど、これ委託契約というやり方で大丈夫なんですかね。こういうのができないから指定管理者制度というのができたんじゃないかと私は思うんですけども、まあまあこの辺はちょっと法的にどうなのかなというふうに思います。

それとですね、宮古島市製氷冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の第3条、これだと指定管理による管理は行わせることができる。これは必ずしも指定管理でなくても指定管理者に行わせることができると思うんですけど、指定管理者に行わせない場合は直営でやるしかないと思うんですけどね。

それから、第6条の指定管理者の業務の範囲の中の料金の収受、それから第16条ですかね、第16条に要するに収入を指定管理者が収受できるという部分があるんですけども、指定管理者じゃないところがやるとなるとですね、事務もそうですけども、お金の流れ、これも条例によると指定管理者は収入として受け取ることができるけれども、そうじゃない場合は市に入るということになるんですか。

ちょっと整理すると、委託契約で4月、5月に業務をさせるのは法的に問題ないのか。それから、今指摘したんですけども、この4月、5月の業務のやり方というのは条例違反ではないのか、この2点ですね。この2点を確認したいと思います。

それから、同じ流れですけども、指定管理が平成30年3月31日で終わっていると。となるとですね、これまた条例の第12条に指定管理者の原状回復義務というのがあるんですけども、製氷冷蔵施設を速やかに原状に回復しなければならないというものなんですか。これどういう意味か私も、原状というのが何を指しているかわかんないんですけども、これについては大丈夫なのかということを確認したいと思います。議案第77号、荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定については以上です。

それから、報告第6号、専決処分の報告についてから報告第9号、専決処分の報告についてまでですけども、先ほど総務部長の答弁で、平成27年度は16件、それから平成28年度は15件というような答弁があります。その件数というのは、事故の件数で損害賠償が発生しない事故も含まれているという数なのかどうかを確認したいと思います。

あとですね、先ほど聞き忘れたんですけども、報告第9号、専決処分の報告について、発生日が去年の5月10日、1年前になっています。なぜこれが今ごろ、1年たってから出てきているのかについてもお聞かせください。よろしくをお願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

議案第77号、荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について、まず、事務委託契約で可能かどうかとの質疑であります。これについてはですね、3月31日時点で指定管理が切れるということで、これ異常事態だということからですね、我々もどういった形での取り組みが可能かということで顧問弁護士とも確認をしております。その結果、まず最初にですね、覚書等でもってその施設の運営についての取り組みをするという形で、4月16日にですね、漁業協同組合とその施設についての覚書を締結しております。その

後公金等の収入事務決済などが出てきますので、それについては弁護士を通してですね、委託契約で可能という見解がありましたので、委託契約で取り組んでいるところであります。

それから、宮古島市製氷冷蔵施設の設置及び管理に関する条例第16条の利用料金の件についてであります。施設を利用するに当たって収入と支出が出てきます。収入が氷の代金等ですね。それから、支出が労務費、光熱費等が出てくるかと思っております。それは委託契約の中で締結をして、漁業協同組合で取り組んでもらうという形の中で、それに収入があった場合には市の収入として取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、第12条の原状回復についてですけれども、指定管理は完了していないということでありますので、原状回復まではしなくてもよいという考えをしております。

◎総務部長（宮国高宣君）

報告第6号から報告第9号までの4件の専決処分報告についてに関連して、先ほど公用車両の年度別事故発生件数を報告したところでございます。その中の内訳でございます。平成27年度が自損事故が12件、対物が3件、その他が1件で計16件。平成28年度で自損事故が5件、対物が5件、その他が5件で計15件。平成29年度が自損事故が9件、対物が5件、その他が3件で計17件となっております。自損事故、その他という部分ですね、平良庁舎地下駐車場の真ん中のほうにはりがあるんですけど、出庫するときや駐車するときに事故を起こしたという内容となっております。

（「休憩してください」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前11時28分）

再開します。

（再開＝午前11時28分）

◎生涯学習部長（下地 明君）

報告第9号、専決処分報告について、1年前の事故をなぜ今の報告かというような質疑でありました。この事故は、平成29年の5月に発生しております。本来であれば直近の6月、9月定例会で事故の報告を行うというような段取りになろうかと思いますが、今回事故報告がおくれた原因としまして、平成29年6月、示談成立後に市長決裁を受けたということでもあります。そして、直近の9月定例会で報告を行うべきであったということでもあります。事故を起こした職員と修理の見積もりや示談に向けた相手方との調整した職員が異なっていたということと、その両方の職員が同じ時期に、2カ月か3カ月ぐらい違うんですけど、休職をしたということで、職員間の引き継ぎ、そして職場内での引き継ぎがうまくいっていなかったということが挙げられると思います。それで、図書館のほかの職員ですね、引き継ぎの不備、そして議会への報告が行われないということに気づかないまま現在に至ったということになります。議会への報告がされていないということに気づいたのは、市内部の関係機関、関係課から議会への報告がなされていないというような指摘があり、資料を確認したところ報告漏れがあったということで今臨時会での報告となっております。今後は職員一丸となって、緊張感を持ちながら公務に当たっていきたいと思います。

◎國仲昌二君

報告第9号、専決処分の報告について、職員の引き継ぎがうまくいかなかったとかいろいろ理由があるようですが、もしかしたらまだ出てきていないけど、実際はあるということも可能性としてはあると考えられますので、しっかり調査をしていただきたいと指摘したいと思います。

それから、議案第77号、荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定についてですけども、非常事態だということで覚書を交わして委託契約をしたと。弁護士にも確認したということですけども、私からすると指定管理者制度の根幹にかかわるようなことだと思うんですね。指定管理者制度ができてこういうのができなくなるからみんな指定管理者制度に移行したというふうに考えているんで、これはちょっと問題かなど。幾ら弁護士と確認したといっても、これはちょっと問題かなというふうに思いますので、きちんと確認していただきたいと思います。

最後に、答弁はよろしいですので、指摘しますけれども、今回の議案にしろ、報告にしろ、全てというのかな、ほとんど職員がうっかりしていた、あるいは職員が忘れていたという理由で、一般会計補正予算にしろ、それから指定管理の議案にしろ、それから報告第6号、専決処分の報告についてから報告第9号、専決処分の報告についてまでにしろ、そういうのが原因で臨時会に上程されているということは、これまでもずっと指摘してきたんですけど、非常に残念です。ハインリッヒの法則というのもまた出したいんですけど、こういう小さいものが続いていって、いつか大きな事故になる、あるいは大きな事件が起きる、そういうことをずっと指摘してきました。再度ですね、市長が先頭に立って、緊張感を持っていただきたいということを指摘して質疑を終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎栗国恒広君

最後に1点だけ。

議案第77号、荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定についてですけど、指定管理者指定申請書の56ページに損益計算書があるんですけど、製氷冷凍事業収益の部分です。これ修繕費等が入っていないんですけど、もちろんこれ製氷機というのは機械なんです。維持管理とか、例えば今後いろんな修理、修繕が出ると思うんですけど、そういった場合の修繕費というのはどういうふうに考えているんですか。その辺を1点だけお願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

議案第77号、荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について、指定管理者指定申請書の56ページの損益計算書の中で、（5）、製氷冷凍事業収益と（6）、製氷冷凍事業直接費となっております。今の修繕関係というのは、（6）の製氷冷凍事業直接費の中の製氷冷凍雑費用という形で捉えてやっているものであります。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前11時35分）

再開します。

(再開＝午前11時35分)

◎栗国恒広君

製氷機が設置されて、これはまだ新しいと思うんですけど、やはり製氷機の修繕というのはいかほどの費用が今後見込まれると思うんです。以前も漁業協同組合では製氷機の維持管理が大変だということで、今回新しく伊良部漁業協同組合、そして池間漁業協同組合のほうも製氷機を入れかえると思うんですけど、売り上げもこれだけ上がっているし、事業報告書を見ると今年は200トンぐらいアップの517トンを予定しているんですよ。漁業協同組合でも修繕管理、維持管理費という項目を設けて、その管理に努めていただきたい。やっぱり一般財源、市民の負担にならないように、その辺もですね、きちっと指摘しながらその修繕管理費の項目を設けてですね、この漁業協同組合の委託管理にしてほしいなと思うんです。

◎農林水産部長（松原清光君）

荷川取漁業協同組合の製氷冷蔵施設はですね、まだ3年という非常に新しい施設であります。これから年度を過ぎて修繕項目がふえてくることも考えられますので、それについては議員の指摘のとおりですね、宮古島漁業協同組合の指導をしていきながら取り組んでいきたいと思えます。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております8件のうち、日程第3、議案第76号から日程第6、報告第5号までの計4件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第3、議案第76号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第76号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は可決されました。

次に、日程第4、議案第77号、荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第77号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は可決されました。

次に、日程第5、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市税条例の一部を改正する条例)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより報告第4号を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号は承認されました。

次に、日程第6、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより報告第5号を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第5号は承認されました。

これで今臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、

数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これもちまして、平成30年第4回宮古島市議会臨時会を閉会します。

(閉会=午前11時40分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成30年5月21日

宮古島市議会

議長 佐久本 洋 介

議員 上 里 樹

〃 下 地 信 広